

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和2年第4回水戸市議会臨時会において当委員会に付託されました議案第141号ほか1件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、本日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

- 1 議案第141号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
議案第142号 令和2年度水戸市一般会計補正予算(第7号)(ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く)

これらの案件は、国の人事院勧告に準じた給与改定の措置として、職員、市議会議員及び常勤特別職の期末手当の引下げに係る条例改正案及び補正予算案であり、補正予算の内訳や各年代の影響額等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「国の動向や社会経済状況を注視し、適切に対応されたい」等の意見が出されました。

この後、これらの案件を採決した結果、いずれも賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第141号、議案第142号(ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く)

以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和2年11月26日

水戸市議会議長 内 藤 丈 男 様

総務環境委員会

委員長 小 泉 康 二